

1. 【国】次期社会的養育推進計画の策定要領(案)

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。(平成30年7月)
- 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき**基本的考え方**や**留意事項**をまとめて策定要領として示したものの。
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし「令和2～6年度」「令和7～11年度」の各期に区分して計画を策定。

【見直しの背景】

- 令和4年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書(令和4年2月)においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等が指摘されているところ。→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。

<主な見直しのポイント>

計 画 期 間	●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、次期計画は令和7～11年度の5年を1期として策定。
項 目	●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を13項目とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ●家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計 画 記 載 事 項	●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「現行計画の達成見込・要因分析等」の記載を求める。 ●「資源の必要量等」「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込量等」の記載を求める。 ●さらに、「整備すべき見込量等」について、「整備・取組方針等」(指定するものについては定量的な整備目標も設定)として具体的に記載することを求める。
評 価 の た め の 指 標	●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに 統一的な「評価のための指標」 を設定する。 ●各都道府県において、当該指標により取組の 進捗状況の把握 を求める。 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、 毎年度調査を実施し、分析・評価して公表 。

2. 検討項目 赤文字:現行計画からの追加項目 青文字:現行計画からの再編項目

- (1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- (3) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組(①相談支援体制、②支援事業等、③児家セン)
- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (6) 一時保護改革に向けた取組
- (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (11) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (12) 障害児入所施設における支援

3. 検討スケジュール

検討会	開催時期 (R6年)	カテゴリー	検討項目
第1回	3月4日	権利擁護	(1) (2)
第2回	3月19日	在宅支援体制	(3) ① ③
第3回	4月上旬	在宅支援サービス	(3) ② (4) (9)
第4回	4月下旬	一時保護、児童相談所	(6) (7) (11)
第5回	5月中旬	里親、施設	(5) (8) (9) (12)
第6回	6月上旬	自立支援	(10)

★ 国『次期社会的養育推進計画の策定要領(案)』で示された計画に記載すべき事項

※構造イメージは資料2参照

- (1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
 - ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底
 - ・子どもに対して行われたソーシャルワークが**こどもに還元**されること
 - ・当事者であるこどもや市町村の意見の反映、こども・子育て支援事業計画等との整合性
 - ・都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への**意見聴取**、指標による**自己点検・評価**
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
 - ・こどもの権利擁護に係る**環境整備**、**一時保護決定時等の意見聴取等措置**、**こどもの意見表明等支援事業の創設**などの取組
- (3) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
 - ・こども家庭センターを通じて、支援が必要な家庭等が必要な支援メニューに切れ目なく繋がることで、虐待等の**予防的支援**や、**親子関係の再構築**に向けた支援が効果的に行われること
- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
 - ・支援の入り口から妊産婦等との関係性をつくりながら、ニーズに応じた**多機能な支援**を**包括的に**提供すること
- (5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
 - ・予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立見込み数を踏まえること
- (6) 一時保護改革に向けた取組
 - ・一時保護を行う場合は、**原則として個別対応**を基本とすることから、国の**一時保護施設の設備・運営基準**を踏まえて、必要な環境整備を行うこと
- (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
 - ・家庭維持や家庭復帰に向けた努力を最大限に行い、困難な場合は、**親族・知人による養育**、さらに**特別養子縁組**を検討する。こどもにとって**適当でない又は実現までに期間を要する**場合、**里親・ファミリーホーム**への委託や**児童養護施設**への入所措置を検討するとともに、既に代替養育されているこどもに対しても、継続して家庭復帰に向けた努力を行うこと
- (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
 - ・里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの**一貫した里親支援**が効果的に実施されるよう、その設置を促進すること
- (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - ・家庭では困難な**専門的ケア**を要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、**地域小規模養育施設**や分園小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずること。
- (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
 - ・児童自立生活援助の**年齢要件等の弾力化**や社会的養育経験者等を支援する**拠点の設置**等、自立支援を推進していくこと
- (11) 児童相談所の強化等に向けた取組
 - ・児童相談所においては、「**新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン**」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、研修の実施等による専門性の向上のほか、**こども家庭ソーシャルワーカー**資格の取得促進を図ること
- (12) 障害児入所施設における支援
 - ・障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、**できる限り良好な家庭的環境**の下で支援を行うこと

<留意事項>

- ・令和6年度末までに新たな計画の策定を行うこと。
- ・令和5年度から、現行計画の達成見込・要因分析等、**可能なものから順次速やかに**取組を進めること。

4. 検討の進め方

- ① 検討会事務局が作成した意見案(現状・取組状況、課題、取組の方向性、指標)を説明
- ② 意見案について検討会委員から意見聴取
- ③ 聴取した意見を踏まえて市が「福岡市社会的養育推進計画」を策定